

(表)

申告者氏名	高岡 一郎	「教育・保育給付認定申請書」又は「施設等利用給付認定申請書」の「保護者氏名」と同じ方  表面と裏面の太枠内と裏面の提出日を記入のうえ、 <u>この面を上</u> に三つ折りし、専用の窓あき封筒に入れてください。
入所児童氏名	高岡 はるか	
児童生年月日	R5 年 4 月 2 日	
利用予定施設 (保育施設の場合は第一希望園)	〇〇保育園	

↑封筒に入れるときは、この太枠部分が窓から見えるように入れてください。

**申告者**の個人番号カードの写しをグレーの貼付欄に貼り付けてください。

個人番号カードがない方は、**申告者**の個人番号のわかる書類 及び 本人確認できる身分証明書等のコピー（下表参照）を太枠内に貼り付けてください。

申告者以外の書類は不要です。入所児童や申告者以外の家族の書類は貼り付けしないでください。住民票の写しなど、枠内に収まりきらないものは貼り付けずに封筒に同封してください。

やまおり

個人番号のわかる書類	貼り付ける書類
個人番号カードをお持ちの方	①個人番号カードの写し（両面コピー）
個人番号通知カードをお持ちの方 (記載内容(氏名、住所等)が最新のもの) ※記載内容が現在の状況と異なり、変更手続きを行っていない場合は、利用できません	①個人番号通知カードの写し(番号がわかる面コピー) ②本人確認ができるもの(※2)
個人番号カード又は個人番号通知カードがない方 通知カードの記載内容が最新ではない方 個人番号通知書をお持ちの方	①個人番号が記載された住民票の写し ②本人確認ができるもの(※2)

(※2) 本人確認ができるもの

《1》顔写真付きの身分証明書の写し【以下から1点】(顔写真、氏名及び生年月日のわかる面のコピー)

- ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
- ・在留カード ・特別永住者証明書 など

《2》《1》がない場合 次の書類の写し【以下から2点】(公印、氏名及び生年月日のわかる面のコピー)

- ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書
- ・官公署から発行された書類(「氏名と生年月日」又は「氏名と住所」が記載されたもの)

たにおり

個人番号カード(表面)の写し  
または  
個人番号通知カードの写し  
貼付欄

個人番号カード(裏面)の写し  
または  
本人確認できる書類の写し  
貼付欄

書類貼付後に添付書類を確認する場合は、『入園のご案内』をご覧ください。

## 個人番号（マイナンバー）申告書

次のとおり、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援給付又は、地域子ども・子育て支援事業の実施に関する必要書類として個人番号を下記のとおり申告します。なお、個人番号の申告について、記載漏れ等があった場合には、職員が住民基本台帳ネットワークからマイナンバーを確認することについて了承します。

提出日 R6年 10月 3日

申告者氏名 高岡 一郎

同居家族全員について記入してください。（別世帯でも同居している場合は記入してください。単身赴任等による別居の保護者、進学等による別居の子も記入してください。）

児童入所	氏名	児童との続柄	生年月日	個人番号												
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	
	高岡 はるか	本人	R5年4月2日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	
児童の保護者及び同居者	高岡 一郎	父	S60年1月1日	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	
	高岡 夏子	母	H3年3月3日	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	
	高岡 ふゆか	姉	R3年2月2日	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	
	高岡 太郎	祖父	S30年5月5日	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	
	高岡 秋代	祖母	S31年6月6日	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	
				年 月 日												
				年 月 日												
				年 月 日												

## ●利用目的

提出を受けた個人番号は、「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは、子育てのための施設等利用給付又は、地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務」に利用します。

- ・本紙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、保育園等の入園、延長保育、病児保育等の手続き、幼児教育・保育無償化の手続き、及び副食費の軽減等の手続きの際に、世帯全員の個人番号（マイナンバー）を申告することが必要となることから、ご申告をお願いするものです。
- ・目的以外の事務に活用することはありませんので、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。